

○議事日程

令和5年12月6日（水） 午前9時00分開議

日程第 1・一般質問（2人、3項目）

日程第 2・開成町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第 3・同意第 3号 教育委員会委員の任命について

日程第 4・発議第 3号 開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例を制定することについて

日程第 5・議案第54号 開成町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
を制定することについて

日程第 6・議案第55号 開成町行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例を制定するこ
とについて

日程第 7・議案第56号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定するこ
とについて

日程第 8・報告第 9号 専決処分の報告について（開成町水道事業及び公共
下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについて）

日程第 9・報告第10号 専決処分の報告について（開成町町営水道事業条例
の一部を改正する条例を制定することについて）

追加日程第1・議題第57号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を
制定することについて

追加日程第2・議題第58号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第7号）につ
いて

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 清水 友 紀

2番 吉 田 敏 郎

3番 石 田 史 行

4番 井 上 慎 司

5番 武 井 正 広

6番 星 野 洋 一

7番 今 西 景 子

8番 寺 野 圭 一 郎

9番 佐 々 木 昇

10番 山 下 純 夫

○説明のため出席した者

町	長	山 神 裕	副	町	長	石 井 護
教 育	長	井 上 義 文	参 事 (兼)	企 画 政 策 課 長	田 中 栄 之	
参 事 (兼)	長	中 戸 川 進 二	参 事 (兼)	防 災 安 全 課 長	小 玉 直 樹	
参 務 課	長	高 橋 清 一	総 合 窓 口 課 長	土 井 直 美		
財 務 課	長	山 口 哲 也	福 祉 介 護 課 長	奥 津 亮 一		
税 務 課	長	小 宮 好 徳	こ だ も 政 策 担 当 課 長	田 中 美 津 子		
参 事 (兼)	長	柏 木 克 紀	街 づ く り 推 進 課 長	井 上 昇		
子 育 て 健 康 課	長	熊 澤 勝 己	参 事 (兼)	環 境 上 下 水 道 課 長	井 上 新	
都 市 計 画 課	長	岩 本 浩 二	生 涯 学 習 課 長	高 橋 靖 恵		
産 業 振 興 課	長	石 井 直 樹				
参 事 (兼)	長					
学 校 教 育 課	長					
会 計 管 理 者						

○議会事務局

事 務 局 長	遠 藤 直 紀 書	記 佐 藤 久 子
---------	-----------	-----------

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年開成町議会12月定例会議の第2日目の会議を開催します。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

なお、本定例会において、マスクの着用については、議員、町執行者側ともに御本人の判断といたします。

12月定例会議の議事日程につきましては、去る12月5日に開会いたしました本12月定例会議第1日目において決定し、お手元に送付の議事日程表のとおりですが、12月5日、町から追加の議案が提出されました。

本12月定例会議の追加議事日程案につきましては、12月5日開催されました、議会運営委員会において、決定されたものです。

お手元に送付のとおり、議案第57号及び議案第58号を日程に追加し、追加日程第1、第2として議題とすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、本12月定例会議の追加議事日程につきましては、追加議事日程表のとおりと決定いたしました。

それでは、早速、本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問、答弁は簡潔にお願いします。

1番、清水友紀議員、どうぞ。

○1番（清水友紀）

皆様、おはようございます。1番議員、清水友紀です。通告に従い、1項目について、質問させていただきます。

開成町民の誇りとする、「選ばれる教育」に向けて。

開成町にとって教育は一丁目一番地、とは、山神町長が今年5月に町長就任の所信表明にて述べられた言葉です。

しかし数年来の新型コロナウイルスの流行で、数々の地域コミュニティは遮断され、教育現場も例外的な対応を迫られました。当時から子どもたちに与えている見えない影響は、今日の過去最多となる不登校児童数などに表れているのではないのでしょうか。

そうした課題への率先的な取組は、英語やICT教育の推進と併せて、本町の教育分野の深みを増し、真に教育の町として誇れるものになると考えます。

教育現場や子どもたちが学ぶ環境で、コロナ対策として施した政策、また子どもたちに与えた影響について、改めてしっかりと検証を行うことは、今後の選ばれる教育に向けてステップを踏む以前に必要と考え、以下の質問を行います。

- (1) 本町におけるコロナ前後の不登校児童の状況とその課題は。
- (2) 本町の子どもたちが、異文化に生きる子どもたちと交流する取組は。
- (3) 本町の教育の独自性は何か。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。コロナ禍により、長期間に及ぶ学校休業等の行動制限の実施から、生活環境が激変し、事業やイベントの中止、縮小が余儀なくされると、想定外の状況が生じ、社会全体が多大な影響を受けました。そのような状況の中で、学校教育におきましては、子どもたちの学力向上をはじめ、豊かな人間性の育成、食育等、子どもたちの生きる力を育むための取組を積極的に進めるため、各学校において、コロナ禍における効果的な教育活動の実施方法や教育環境の構築等、きめ細かく練り、工夫するとともに、ICT活用などの新たな取組を導入するなど、よりよい学校運営及び教育活動の推進に努めてまいりました。

一方、コロナ禍による子どもたちへの影響も心配されております。

実践活動の不足による体力の低下や、行動制限等による家庭や地域、関係団体との連携機会の大幅な減少や、体験機会等の激減から、経験値の蓄積の不足等が懸念され、今後の学校教育活動において実効性の高い実践機会の提供や、様々な連携機会の拡充を図っていく必要があると考えております。

1つ目の本町におけるコロナ前後の不登校児童の状況とその課題は、についてお答えいたします。

国による国公私立学校の児童・生徒の問題行動等について、全国の状況を調査分析した、令和4年度児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、全国の小・中学校で30日以上欠席した不登校の児童・生徒数は、29万9,048人で、前年度の調査から5万4,108人、22.1%増加し、過去最高を更新しました。

あわせて神奈川県におきましては、同様に、30日以上欠席した不登校の児童・生徒は、2万323人で、前年度から3,667人、22%増加し、同様に過去最高を更新しております。

また、開成町の不登校の児童・生徒、52人で、前年度から16人、44.4%増加しており、コロナ前の令和元年度との比較では倍増している状況となっております。

文部科学省の不登校に対する調査結果分析では、児童・生徒が無理をして学校に行く必要がないとの考えの保護者が増えたことに加え、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において、様々な制限がある中で、交友関係を築くことが難しかったことなど、登校

する意欲がわきにくい状況であったことと等も背景として考えられるとしております。

対策といたしましては、新型コロナウイルス感染症により、学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子どもたちの行動等にも大きな影響を与えていることが伺え、人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性があること、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、1人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要がある、引き続き周囲の大人が、子どもたちのSOSの早期発見に努め、組織的対応を行い、外部の関係機関等につなげて対処していくことが重要であるとされ、具体策として、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを踏まえ、不登校の児童・生徒全ての学びの場を保障する。学びたいと思ったときに、学べる環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援すること。学校の風土の見える化を通し、学校はみんなが安心して学べる場所にすることを推進するとして、様々な取組が示されております。

当町といたしましても、個々の児童・生徒の状況に応じた必要な支援が受けられるための体制整備や、教育相談体制の充実を推進するとともに、家庭や地域の理解を得て、地域ぐるみの取組をこれまで以上に取組をこれまで以上に推進してまいります。

さらに町の課題として、教育支援センターでの相談指導を受けた児童・生徒の割合が低く、校内のスクールカウンセラーや、相談員など、どこにも相談や指導を受けていない児童・生徒が、全体の半数以上にのぼるため、改めて学校教職員や保護者に対して、教育支援センターや外部機関等の周知を図るとともに、早期対応や未然防止の取組を図っていきます。

不登校の原因は、家庭環境や学業不振、人間関係など多様化するとともに、複合的な場合が多いため、一人一人に対する丁寧なアセスメントが必要であり、町内の子どもや福祉部局とも連携強化を図り、取組を進めてまいります。

次に、2つ目の本町の子どもたちが、異文化に生きる子どもたちと交流する取組は、についてお答えします。

学校教育では、グローバルな人材育成を目指し、コミュニケーションを重視した英語教育として、幼稚園及び小中学校における外国人講師の派遣、配置、授業の実施や、小学校における外国人留学生を迎えた国際理解を深める交流事業を実施するなど、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図っています。

また、生涯学習におきましては、青少年を対象とする取組として、北海道幕別町との相互交流の一環で、幕別町における生活体験に加え、歴史や生活、文化などの視察研修を通じた子どもたちの交流機会の提供、人材育成事業を実施するとともに、身近な地域体験機会として、真鶴町でも海辺の生物観察や、磯遊び体験などを実施しております。

今後も様々な機会を通じて、子どもたちがふだんできない体験や地域の分化に触れる機会の提供に努めてまいります。

続いて、3つ目の本町の独自性は何かについて、お答えします。

開成町の教育の独自性として、開成町における幼・小・中一貫教育の推進が挙げられます。

開成町には、小学校2校、中学校1校の義務教育学校があり、小学校児童の9割超の1校の中学校に進学します。また、幼稚園には、同年齢の町内園児の約4割が通園し、全園児が2つの小学校いずれかに就学しています。

具体的な町独自の取組として、町内の1幼稚園、2小学校、1中学校、1高等学校による、幼・小・中・高連携事業や、読書活動推進事業での町内私立保育園3園も参加した連携事業や研修の実施、幼・保・小連携も実施しています。

また、町立学校が主体となって実施する開成町教育研究会においては、幼・小・中が連携した教育研究や、交流、情報の共有化等の取組が実施され、これらの取組を通じて、開成町における幼・小・中一貫教育が形成されており、共通の目標に、すてきさんづくりを挙げております。

義務教育9年間を見通した教育課程の編制実施から、自主的、対話的で深い学びのある授業の実践や、幼稚園から小学校、小学校から中学校の接続の円滑化、幼稚園、小中学校での協働実践の充実、幼児、児童・生徒の異校種間、学校間交流の実施、児童生徒指導や、保健健康、家庭環境などの情報共有や、確実な引継ぎ等が可能となり、幼稚園3年間と義務教育9年間における子どもたちの育ちと学びの連続性の保障が実践されております。

また、幼児、児童・生徒、教職員や保護者だけでなく、開成町特有の様々な取組や事業を通じて、地域社会や関係機関が相互に関わりを深め、教育との有機的なつながりを通じて、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育む環境が形成されていることも大きな特徴と考えております。

今後も町の特徴や資源を最大限生かした教育を推進するとともに、一丁目一番地に対応し、教育を着実に前進させてまいります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

一定の御答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

(1)の本町におけるコロナ前後の不登校児童の状況とその課題は、についての御答弁で、全国的な社会問題となっている過去最多となる不登校児童数の増加は、開成町でも例外ではないというところ。また、その対策について、課題を認識されているということが分かりました。

言明はありませんでしたが、町内の小中学校においても、全国的な傾向とともに、

過去最多の数であると認識いたしました。小中学校合わせた数でお答えいただいたと思うのですが、その数の増加、全国と神奈川県においては、前年度の調査からほとんど同じで、22%の増加ということです。それが開成町においては、52名、前年度から16名増加で、44%増加ということです。不登校の理由として、文部科学省が分析したコロナ禍を要因とする登校意欲の低下、また多様化、複合的な場合が多いと御答弁にありましたので、この全国的な理由が県でも、本町でも同じかと思われませんが、率にして、この突出した数となるのは、特別な理由や傾向について、分析されていたら、お聞かせください。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。全国的な流れと開成町はほぼ同様なのですが、開成町の年齢構成上の特徴が出ているかと分析しております。というのは、若い世帯が多くございます。それも核家族と言ったらいいのでしょうか、というわけで、コロナを感染してしまうと、働きに出れないとか、おなかの赤ちゃんに影響があるのではないかというような理由で、学校に行くことを自粛しているというようなケースも開成町なりの特徴かと思っているところです。人数的な把握はしておりません。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

お示しいただいた自粛というのが主な理由というのは、思い当たるところがありまして、自身においても、また咳が出始めた、一昔前は、鼻水たらしめている子とかが教室にいたものですが、ちょっとほかの方がコロナじゃないかという疑いがかかったりとか、周りの目も気にするようになり、ちょっとやめておいたらとか、あと免疫が落ちているのではと、疲れていると、やめておいたらとなったりとか、やはり学校を休むということに抵抗がなくなったというのは、おっしゃるとおりかと思えます。

ただ、御答弁にありました、開成町の課題と認識されている件で、校内にスクールカウンセラーを配置したり、本町には、不登校が抱える、旧適応教室、今の教育支援センターがありますが、半数以上の児童が、何らかの相談や指導を受けていないということです。なので、この予防や支援体制も1つかもしいないと思ひ、それについて質問させていただきます。

御答弁には、国が今年3月にまとめたCOCOLOプラン、これは誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策というものですけれど、その方針として、この内容は前向きに今後御検討されることかと思ひますが、1つ、私がお聞きした

中で最も多かったのは、学校の中にフリースクールに代わる居場所をつくっていただきたいということです。

フリースクールは、全国的に増えていると報道も多くありますが、学校に行けない。行きにくい児童たちが通い、過ごせる居場所のような場所ということです。比較的共通した要望、理由はおっしゃるとおり、様々あるんですけれども、これが一番多かったです。教室までは行けなくても、学校には行っているという気持ち、また、少しは通えるかもしれないという前向きな気持ちで行っても、心がしんどくなってきたときに、避難所のような場所があったらいいという御希望です。そのような部屋を今後用意することは可能でしょうか。お聞きします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。まさにそのとおりであります。ということで、開成町、町立学校においても、今、前向きな検討、あるいは試行的に実施しているところもございますので、参事から詳細、お話しさせていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは具体的な事例について、御紹介をさせていただければと思います。

既に今、議員おっしゃった部分については、中学校では既に実施をさせていただいて、みんなの教室ということで、1教室を、教室には行けない子どもたちのために提供をさせていただいているということで、支援員等もきちんとそこに常駐して、指導等を行っているところでございます。

また、小学校、これまでそういう取組を行ってございませんでしたが、先んじて開成小学校で、ほっとルームということで、不登校支援の一環ということで、教室での一斉学習に困難さを抱える児童、また登校渋りの児童に対しまして、本人に応じた学習生活支援を行う居場所の始めてございます。

こちらにつきましては、介助員の先生をそれぞれの教室に置いたり、時間が空いている教員等が、対応して、個別の学習指導、相談体制等を強化する取組を行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

南小の児童数増加で、空き教室がないということで、今、前向きに御検討ということでありがたいと思います。実際、今の状態では図書室で過ごすことが多くて、た

だ図書室を授業で使うときは、ではあなたは理科教室に移動してくださいだとか、移動させられるということで、そのような声を聞いていましたので、大変よい試み、希望に添うものだと思っています。

次に、教室以外の学習等の適切な評価の実施について、お伺いします。コロナ禍で1人1台端末というものが急速に進みました。

先月は、子どもたちの間でもインフルエンザが大流行し、学級閉鎖が相次ぎました。その際、元気なのに家の中にいなければという子どもたちは、タブレットを持ち帰ることができ、家庭学習ができました。

学校から親の、私にもですけど、携帯にきたマチコミメッセージには、学校は児童の学びを止めないよう配慮しますという文面があり、大変ありがたい姿勢だと思いました。

そこでタブレットで勉強だけではなく、通信機能がありますので、今後は朝の挨拶と健康状態の確認ですとか、そういった画面越しであっても、対面の会話があると、よりよいと思いましたし、また、学校に通いにくいけど、授業は見たい。そんなときにタブレットの遠隔授業というのは、不登校児童にとっても活路となるのではないのでしょうか。そうした通信機能の利点を生かした取組は今後可能でしょうか。お願いします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えをします。これまた、まさにそのとおりでありまして、今、実践まではなかなか進んでいないところではありますが、朝の会とか、いわゆる私たち学校の先生方は、長く休んでいる子に対して、生存確認しなければいけない時代になっているわけです。本当に生きて暮らしているのだろうか、ということまで、任務として与えられている状況の中で、顔の見える朝の会、せめて朝の会ぐらいはと、あとは声を聞こうと、顔を見せようというようなところで、実践に向けて検討に入っているところであります。

もう1つ、不登校のお子さんの1つの流れとして、誰にも会いたくないということもある。そんなこともあります。保護者ですら、もう学校、先生来てくださらなくても結構ですよと、お忙しいので、というようなことをおっしゃる方もいらっしゃる中で、画面の前に、どういうふうにお子さんを現せられるかということも、1つ検討材料としてはちょっと深い検討が必要かなと思っていますところではありますが、議員おっしゃるとおり、私も確かにGIGA入ったときに、使い倒しますというようなことを、ここで答弁させていただいていた都合もあって、どんどん使っていきたいとは思っております。方法についてはまだ検討深くしていくところです。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

前向きに取り組んでいくということお聞きいたしました。日経新聞によると、文科省は高校生の不登校児童増加を受け、そうした通信機能を使った遠隔授業で単位が取得できると正式に認めましたので、そのような少数ではあっても、きめ細かな支援を行う、そうした流れになるかと思えます。そのような支援が英語やICTとどんどん先進的に進んでいきますが、より教育現場の質を、幅を広げ、質を高めるものだと思います。

次に情報の周知や、その体制についてお伺いします。

文部科学省は今年の7月、公的な施設にとどまらず、フリースクールなど民間施設の情報もまとめて保護者に提供するよう教育委員会に通知しているということです。不登校や学校の行き渋りが始まったとき、保護者の方々は情報必死に集めます。近隣市町のフリースクールや交流スペースに、わらをもつかむ思いで参加されたという町内の親御さんや、県主催の不登校児の進学説明会が横浜や川崎を中心に、県西では10月に小田原のみで開催されたので、そちらに行ってきたととてもよかったですという親御さんがいらっしゃいました。

一方で、そうした話をしますと、全然知らなかったと目の前で私の目の前で携帯で早速検索するような、助けを求めているような親御さんもいらっしゃいました。

今、ネット上で、開成町、不登校と調べますと、今は名前も教育支援センターに変わっている旧適応教室が1か所出てくるのみとなっています。

御答弁で開成町の課題としては、そうした相談を十分受けていない生徒が多いというところを示されたので、ホームページ上で分かりやすい掲載をお願いしたいと思えます。

実際に鎌倉市進んでいますけれども、こういう悩みのときは、ここに相談、こういうときはここに相談と、すぐろくのような図面になって、とても分かりやすいかと思えました。それについては、今後どう取り組まれること考えられますでしょうか。お願いします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えをいたします。残念なことに答弁したとおり、の実態が開成町にはございます。

そういうことも踏まえて、ホームページでどんどんアップしていくということは今後進めなければいけないことではありますが、県教育委員会等も大分アップしておりますので、ぜひそちらの検索も情報提供していただけたらとは思っていますし、学校、こちら情報提供をしていきたいと、引き続きしていきたいと思っています。

ペーパー等では何度か配布はさせていただいているんですが、議員おっしゃるよ

うに最近では電子での検索が増えているというようなことで、電子上でもさらに周知を図りたいと思っています。

もう1つは、今のように動いてくださるような、その前の相談事をしたいと、そこがないと、今おっしゃったとおり、何も情報がないと思ってしまう。あるいはどこに行ったらいいかわからないという方がいらっしゃるというのも現実なものですから、来年度に向けて各学校にできるだけ相談のできる人の配置ができればいいなというところで今折衝をしているところで、お約束はできません。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

先ほど申しましたとおり、フリースクールや交流スペースというのは、近隣の市町にありますので、ぜひそういったほかの自治体と連携して、共有するのがよいと思います。

実際少数なので、親御さんたちも決して開成町内の親御さん同士で話しているわけではありませんので、そちらを御検討いただいて、やはりそのほうが実際としても互いに負担の軽減、情報の共有になると思いますのでお願いしたいと思います。

また、予防策には、生きる力を育むことも1つ、(3)の町の教育の独自性に関わってくるのですが、幼・小・中連携で育ちと学びの連続性が生まれ、一人一人を見守り、伸ばしていくという、丁寧かつ包括的な姿勢が聞き取れました。すてきさんという捉え方も、今では子どもたちも保護者側も共によく受け入れていまして、手紙や先生の話などでよく話されるので、親の間でも、他人のよいところを見つけ、認めるという視点がとても評判がいいものです。

ただ、開成町の教育の独自性を語る中で、生きる力に加え、踏ん張る力を表現するような、「開物成務」というこの言葉が出てきません。

開成小学校は、昔から学校だよりが、「開物成務」というタイトルなので、聞いたことあるという子は多いのですけれども、開成南小の子に聞くと、知らない子ばかりです。実際、高学年で開成町を学ぶという授業があるので、そこで自主的に開成町の名前の由来を調べた子は知っています。

ただ、親御さん含め、非常に今、率でいうと知らない町民が大変多いと思います。開成小もやはり150周年記念があったばかりですので、そちらにお話が出たのか、特に高学年の子は、それが由来であるということは知っていますが、今、学校だよりも「マチコミ」に変わっているということで、低学年の子はその文字を目にするということもありません。

こちらの言葉を、そのものを、何かに代わるやわらかく表現するなどではなく、言葉そのものを学校現場で扱わないのはなぜなのだろうという率直な疑問がありますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。開成小学校の学校通信「開物成務」のタイトルは私がつけた。校長時代に始まったところであります。「開物成務」という開成町起りの易経の言葉は、本当大事にしていきたいと思っています。そのそれが根っこにあって、すてきさんにもつながるわけです。

ただ、低学年、幼稚園の子どもに「開物成務」というと、怪物という全然解釈違いをされるのも怖い。「うん、開物成務だよ」と伝えると、「怪物、園長先生、怪物、校長先生、怪物」などという間違った解釈をされるのも怖いので、日々こういう意味なんだよと伝えてはいますが、開成南小学校ができたときに、日本一すてきな学校と言われる学校をつくりましょうというところでスタートしたのは開成南小学校です。すてきな学校と人から言われる学校にしよう。だから、人間がすてきにならないと、そういうすてきな学校とは言われないよというところで、そこからすてきさんが始まると。今年14年目という状況ですが、二十五、六歳の方までも、保護者も含めて、その言葉が議員の言葉をお借りすれば浸透しているということで大変ありがたいなと思っていますところでは。

今後も「開物成務」と「すてきさん」というのは1セットと考えていきたいと常々思っておりますので、校長会等でもその言葉についても引き続きお願いします、ということで行きたいと思っています。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

「開物成務」というのは、学問、知識を開発し、世のためになすべき務めを為さしめる。それは人づくり憲章にある言葉です。こうした質実剛健さが加わったような古い言葉、それが150周年、小学校150周年ということですから、150年前の今よりずっと農地が多かった時代に、近くに福沢小学校、福沢諭吉の由来があったりする。そうした視点で、開成という名前をつけた人がいたと、先人がいたというところは、やはり教育の町のアピールにつながるころだと思いますので、ぜひそこは意味とともに、聞いたことがあるなどかではなく、意味とともに伝えていただきたいと思います。

また、東京には、有名な開成中学校、高校があり、東大に行くトップだという話ですけども、そこと開成小学校は、大体設立時期が同じですが、開成と名づけたのは、ここ開成町の開成小学校のほうが早いです。それはアピールにならないでしょうか。

小学生には、確かに怪物というのが先立ってしまうかもしれませんが、3、4年

生では慣用句を学びます。中国から来る故事成語も学びます。開成小学校の生徒たちは、3、4年生の頃に瀬戸屋敷に訪れるということですから、土蔵には「開物成務」と掲げられていますので、そちらでも説明できるのではないかと考えています。

やはり古い言葉ではありますがけれども、故事成語や慣用句というのは、生きていく上での知恵や教を短い言葉で、言い表しているのがいいところで場面に応じたところを表す言葉として、言語生活の豊かさにもなりますので、新しく難しい知識を獲得したという子どもたちの喜びを信じて、ぜひ「開物成務」意味とともに伝えていっていただきたいと思います。こちらはお願いとさせていただきます。

その(1)不登校のことや教育の独自性に関わってくることで、社会問題となっている、この増加数ですけれども、本町の教育支援センターに関わる方は、課題を尋ねると真っ先に人が足りないとおっしゃいます。

また、ある不登校児童は、開成町に来るソーシャルワーカーの方ととても相性がよく、そこに行き着くまでが大変な道のりではありましたが、出会えてよかったと。ただ、ソーシャルワーカーがあのか開成町にいらっしゃるのは、会えるのは月にたった一度ということですよ。

しかも隣の町と掛け持ちしていらっしゃる方で、町内2校とまた掛け持ちしてるのでタイミングとしては少ない。人材がやはり足りないというところが聞いていて一番見てとれるところです。そのソーシャルワーカーさんはもともと教育関係の仕事に携わっていましたが、定年退職をしてから資格を取り、今は大変なやりがいを感じて毎日のように子どもたちに向き合っているということですよ。

「開物成務」を発端とする人づくり憲章があるこの開成町は、小さい町の利点を生かした地域の力、町民力が今後望めると思います。

今、国でもリスクリングが話題になっています。仕事での価値を創出し、必要なスキルを学ぶことです。

福祉系のサポーター養成講座には、ここの開成町では大変多くの応募があったということで、町内の皆様、学ぼう身につけよう意識が強いのだと思います。なのでもう少し養成講座以上に頑張っ、正規の社会福祉に関する資格を目指していただくとか、国がリスクリングに5年間で1兆円の補助をしていくと表明したことも受けまして、そのような補助金を活用しながら町民力を伸ばし、その力をお借りしてはどうかと考えますがここは町長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

失礼いたしました。リスクリングについてということでもよろしいでしょうか。すみません。今、「開物成務」についていろいろと思いをはせていたところで、ちょっと全てを聞くことができなかつたのですけれども、すみません。

ちょっと「開物成務」のところから行かせていただきますと、おっしゃるとおり、ちょっと自分は開成町生まれ、開成町育ちで、言ってみればそういった、清水さんのように、越してこられた方々の発想と意識と着眼点というのが、正直自分も少しずれていたかなというように、この「開物成務」ということの由来から始まり言葉の意味等々を、もっともっと発信して、町民を含め発信していかなければいけないという思いに新たになったことと自分自身、構想としては、例えば開成つながりネットワークとか、ほかの地名でつながっているところ、多々ありますけども、もしくは開成学園ですかね、私立開成高校、中学校等コラボレーションとか、将来的には描いているようなところがあります。すみません。前置きというか、長くなってしまいました。

リスクリング、学び直しということについてでございますね。自分も50にして大学院に行ったり等で、当時、世の中的にも、女性活躍の文脈なのか、転職というか、1つの会社に最後まで勤めるというのが当たり前でなくなったという世の中の流れもあったとは思いますが、非常に意義のあることであるとは思いますが。

ただ、一方で、ちょっと国が予算を云々というところに関しては、若干賛同しかねるところがありまして、要するにそこで学び直しができる方々というのは、そもそも、いろいろなそういう選択肢ができるという意味では、比較的恵まれた方たちが多いのかなという印象はあります。なのでそういったセカンドチャレンジであったり、そういう機会を、税金を使って設けるという考え方自体は否定しないのですが、ちょっと対象として、比較的私の感覚的には、恵まれている方々を一層支援するよりは、就職氷河期であったり、あとは様々な生き方、多様化が進んでおりますけれどもそういった方々を支援していくというほうがあるべき姿ではないかなという思いはあります。

すみません。ちょっとお答えになったかどうか、甚だ心もとないのですが、ふさわしくない回答であればもう一回聞いてください。すみません。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

リスクリングと申しましたので、学び直しになってしまいましたが、もちろん町民力を養って、町民の力を今後借りていくというところでは、学び直しではなくても、発起して、これからやっていきたいというところを応援する姿勢もあるかと思えます。

そうした地域と連携した教育というのは、子どもたちが今行っている勉強、将来社会でどんな役に立つのということを実感を持って、また楽しんで知る機会を生むとも思えます。

例えば、実際に英語を使って仕事をしている人を教育現場に呼んで、英語を道具としてどのような活躍を実際にされているのか。海外旅行を楽しんでいる話など加

わったら英語を学ぶモチベーションが上がるのではないのでしょうか。また、不登校だったけれど、このような職業に就いてますという方々も教育現場に呼ぶや、お知らせする。

学校が絶対的な場所ではなく社会に様々な多くの道、可能性があるんだよということを知らしめるといことです。

ネットの世界ではなく実在する、そのような人たちの話を聞いて広がる世界はあると思います。このような形で地域の力を借りた学習支援は今後期待できるでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。お話を聞いてると、ややキャリア教育的な発想もあるのかなと思ったところですが、地域の力という部分では、私、答弁の中でもちょっと触れさせていただいている、地域資源を生かさせていただくと活用させていただくというところでは、同意見であります。

ただ、町民の力をアップというのは、開成町、もともと町民の力はあった。子どもがすぐそこにいて、年寄りがいて、若い御夫婦がいて、ちっちゃい子どもがいてという、いわゆる群れ集団という表現が合ってるかどうか分かりませんが、群れていた。そこには地域が幾らでもあったと。だから野山、田んぼへ行けば、働いてる農家のおじいちゃんに、この花はよジシバリというんだぞとか、このビワはよとか、柿は危ないから木登っちゃいけねんだぞとか、そういうような地域の教育力が幾らでもあった。

今、多様なふくらんでいる町ですので、その部分が薄まってきているというのも1つ事実ではないかなとは思っているのですが、だからこそ、学校関係では、PTAの役割とか、母親クラブの集団とか、親父の会だとか、あるいは地域の育成会だとか、自治会での子ども育成部とか、あるいは青少年指導員がキャンプに連れて行ってくれているとか、多様な大人との関わりも生まれている、あるいは進めたいという思いでいます。

基本清水議員のおっしゃることそのままなのですが、そういう意味で町民力を今後も高めていくという部分では、教育委員会だけでなく、町全体で、地域自治会も含めていろいろとやっていく仕掛けになってくるのかなと思いはしますし、子どものことをよろしく願いますと地域にお願いしたいところでもあります。答弁になったか分かりません。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

清水議員の質問の時間を奪ってしまっていて申し訳ないのですが、私も一言言わせていただけたらと思います、今の例えば町内にはいろいろな人がいる。いろいろな仕事がある。いろいろな経歴があって、こんな仕事があるんだよとか、こんな頑張ってる人がいるんだよという、100人カイギの延長線のようなイメージはあるのですが、そういうことを実際、子どもたちと共有するという場は非常に大事だと思っています。

裏返せば、学校での勉強が全てじゃないよとか、そういうような意味合いも大事だと思っています。

そしてほかの町の例を出すと、時にあまりなんでしょう、批判されたりすることもあるんですけど、埼玉県横瀬町で働ラクラスというのを月に1回やっていました。そこには町民もしくは隣の町とか市で、実際にいろいろな仕事をしている人たちが2人登壇して、自分の人生を語ると。子どもたちも参加します。むしろ大人たちのほうが楽しんでいるのですが、私のイメージというのは、そういうふうに、開成町1万9,000人、どんな人がいて、どんな仕事をしていて、どんな活躍をしているのかというのを共有するような場をぜひ持ちたいと。すみません。まだ構想で止まっていますし、ほかにやらなくてはいけないことが山ほどあって、言っている口だけになってしまっているのですけれども、そういう思いを私自身は持っています。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

教育委員会の議事録などを拝見しましても、コミュニティスクールの重要性など課題など語られていますので、そこは進んでいくのではと期待しています。吉田島高校もありますので、農業体験ですとか、様々な体験に子どもたちは恵まれていくと思っています。

開成町は地域の方々から学習を支援していただくというところで、あじさい塾も評判がいいものです。より日常的な学習支援として、授業についていけない子たちの補習授業のみならず、私が提案いたしますのは、特に中学校において授業に飽き足らない上昇志向を抱く子どもたちへの学習支援についてです。ついていけない子たちを引き上げて横並びにし、できるだけ一斉に同じ深度、同じ内容で授業を進めるということは、とても大切ではありますが、同時にもっと難しいことを学びたいのだというところでは、本人任せ、塾任せになっている傾向があるように思います。そうした子どもたちのやる気を伸ばすことも、またとても大切であると思います。

今、にわかにはさやかれている地域間の学力格差や、私立中学校への流入に対して、町が公的な支援でもって向き合うことは、義務教育の場において、経済格差による教育格差というものを縮める効果があると思います。

例えば、台湾のITの天才オーディリー・タンなども不登校で、ギフテッドという呼ばれ方をします。不登校の子に比較的多いと言われますが、特定の学習障害があり、それは決してマイナスなことではなく、興味あるものをとことん追求する能力が備わっている場合があります。

そうした宝物のような恵まれたものという呼び名をするというところがありまして、開成町として、子どもたちの上昇志向やさらなる学ぶ意欲に応じる学習支援を地域の力を借りて公的に推進している。これは塾に通う助成金以前に、開成町が町の特徴、小さな町で人々のつながりがあるということを生かせることですし、町長が述べられる開成町ならではの教育の魅力を積極的に発信し、移住の促進にもつなげていく、まさに選ばれる教育という目標に合致し得る取組だと思いますが、どうお考えになられるでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。古くはエジソンなどといって、義務教育学校を追い出されてしまったお子さんが、ママの力で、あそこまで発明王になっていくなどというようなことがあったりしているのも確かです。ヘレン・ケラーなどもそうですね。ヘレン・ケラーについては、サリバン先生でしたか、が懇切丁寧な1対1対応の教育をして、ヘレン・ケラーというような世界的な方になったというような、偉人には必ず何かしらがついて回っているというのが1つなので、偉人に関わる本なども子どもたちがちゃんと読んでほしいなという思いもしているところですが、光り輝く何か、まさにすてきさんな部分が、子どもたちいっぱいあります。

そこは本来ならば、学校の授業で、もっと光り輝かしてやりたいと磨きをかけたいというのが私の第一の願いです。

学校の授業で、30人の子どもがいたら、それぞれ輝いてくれたら、すごくお互いに刺激がし合えると。原石が本当にキラキラ輝く。そういう授業を今、文科省も目指しているわけです。主体的、対話的で深い学びというのはまさにそこだし、個別最適な学びというのもまさにそこなのです。ですので、義務教育を担っている教育委員会の教育課については、まさに授業づくりに最大限の支援をしていきたいというところでもあります。

清水議員のおっしゃっている部分については、総合的な学習の時間や社会科、理科等で、地域の人材を招いたり、出て行って御指導を仰いだり、あるいは議会の皆様方に御協力いただいて、この議場で直接なお話をさせていただいたりなどなどで、キャリア教育的なものも含めた教育実践はしておるのですが、もっとやらせたいというのが私としては願いでありますので、方向は同じかと思うのですが、学校に義務教育年齢という立場で私は今考えてお答えしたところです。どうもすみません。長くなりました。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

今、お伝えしたのは、積極性や粘り強さ、モチベーションの高さというものをより伸ばすことで、非認知能力という言い方もしますけども、それは将来の成功につながる能力と言われていています。塾とは違う、地域の力をお借りして、実のある学習支援というのも、今後取り組んでいただきたい。決して高齢者だけではなくて、時給に変わる付加価値を町民のつながりというところで見つければ、学生なんかの協力も得られると思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

また、コロナのときの検証という話になります。コロナ一斉休校ですね。これは不登校児童が増えている原因となっていますけれども、1つ、そのとき私はまさに当事者といいますか、子ども3人が不登校になった親でした。そのとき図書室ですね。本町の図書室は、近隣市町に先駆けて閉鎖されました。学ぶ保障というのは、学校のタブレット配布以外にも行政でできることがあったのではないのでしょうか。今、同じことといいますか、空調設備の工事などが始まってしまっていました。ただ、今町民プラザで拝見しましたが、本が移動されていまして。これについてどのような問合せがありましたでしょうか。お聞かせください。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。町民センターの図書室が閉じて町民プラザに移ったことに対する問合せと受け取らせていただきました。

直接には、教育委員会事務局にお問合せ等は入っていないのですが、もしちまたで何か情報を持っておられましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

やはり11月1日に町民センターの図書室が閉鎖されて、町民プラザに本が移動したのが1か月以上後の12月5日ということです。その間、やはり日頃図書室に通われていて、本を読まれていた方は、学ぶ機会が失われたということです。これは子どもに限らないのですけれども、知的欲求を満たすことは活力につながりまして、コロナの一斉休校当時、ほかの市町では、本の貸し借りだけは行っているですとか、短時間だけ開けることにするですとか、そういった取組が見られたところ、本町では閉められた。そのような振り返りというものがあれば、今回同じことは起こらなかったのではないかというのが学ぶ機会の保障というものの、教育の町としては、やはり浅かったのではないか。そうしたことを思ったわけです。

子どもたちの話になりますと、やはり5年生の林間学校、6年生の修学旅行がなくなった子たちがいるわけです。6年生12歳、小学校の6年間人生の半分で、小学校時代に何が学んでよかったと聞くと、林間学校も修学旅行もなくなったのが悲しかったという思い出話をする子たちがいるのです。

そこで気になって卒業文集を拝見しますと、そこには今後の目標など、すごくキラキラした前向きな文章がとても多かったのですが、今後、町としてやはり自治体で対応が異なったのですから、不遇な時代を乗り切った子どもたち、コロナで人のつながりを、大事さを学んだ子どもたちという美談で終わらせてはいけないと思っています。

そうした何か今後、18歳のときとか、20歳のときと、町が向き合うときに、どういうことを御希望されますかと聞くと、そういう気持ちだけでうれしいという声が多かったのです。

やはり卒業文集に見られたような前向きな、もう子どもたちは前を向いている。目標を掲げている。自分なりに希望を見ているということがすごくいい開成町の子どもたちなのですけれども、精神的な部分に言及するだけでも気持ちが和らぐと思いますので、今後、教育長、町長においては、そうしたこれから18歳、20歳を迎える子たちは、学生時代、小学校時代にコロナの影響を受けている子どもたちですから、心して向き合っていただきたいと思います。これについてどうお考えになられるでしょうか。お聞かせください。

○議長（山本研一）

教育長、答弁は簡潔にお願いします。

○教育長（井上義文）

まずコロナ禍でいち早く閉じたというところで、感染防止に努めたという部分があるということも御承知おきいただきたいということです。

あとコロナで最初に卒業式が全校生徒でできなかった子どもたちの答辞、私は今でも覚えているのですが、中3の子がかわいそうな世代とは言わせない。いろいろ僕たちやりました。もう大感激をしたところです。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず図書館の12月5日からの町民プラザの代替施設というのでしょうか。の対応が遅れたことは、ひとえに私の責任でありまして、初期行動を起こすのが遅れてしまいました。申し訳ありませんでした。おっしゃるとおりだと認識しています。

そしてコロナの検証につきましては、子どもたちという視点も含めて、とにかくこのような事態が、次いつ起きるのかということはありませんけれども、検証して、次に生かすということはとても大事だと思っておりますし、自分を年代としては若

干上ですけども、3人の子どものうち、2人は直撃をしているようなこともありますので、自分事としても、今後には様々な面で生かしていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

今まだあのコロナの影響が完全に収まったわけではなく、やはり御自身のことで忙しい、子どもたちも自分がこれから何をしていくのかと向き合っている時期ではあると思いますけれども、今後はその開成町の教育を経て、町民みんなが町のこと、自分以外の町民のことを考えられるような、そんな町になっていったらという思いで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで清水議員の一般質問を終了といたします。

続いて、2番、吉田敏郎議員、どうぞ。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田敏郎でございます。

通告どおり2項目について質問させていただきます。1つ目としまして、令和6年度予算編成における方針についてということでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により私たちの日常生活の状況が大きく変わり、経済活動も大きく制限をされてきました。また、町民・住民への行政サービスも今までの在り方では対応することが難しくなっておりますが、町の考え方、職員の接遇、そして窓口対応で、コロナ禍においてもしっかりとサービスが行き届いていることは評価するところであります。

本年5月より第5類感染症に移行後は日常生活が平常に戻りつつあり、行事等も制限なく行われるようになり、明るい兆しが見えて元気な町が戻ってきたと思います。令和6年度は、町長として初めての予算編成に取り組む年度であります。そこで、次の事項に対して町長の見解を伺います。

1つ、令和6年度予算編成における基本的な考えは。

2つ、町税、地方消費税交付金及び地方交付税の見通しは。

3つ目としまして重点事業の今後の見通しは。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

吉田議員の御質問にお答えいたします。

1つ目の御質問、令和6年度予算編成における基本的な考えは、についてお答えいたします。

まず、基本的な考えといたしまして、令和6年度に限らず、常に最終目的である町民の皆様の幸せに資する事業の展開を目指すことが基本スタンスであります。

地方自治法第2条にあるとおり最少の経費で最大の効果を発揮することとして、複数の課題を同時に克服し得る事業となることを重視して令和6年度の予算編成を進めてまいります。また、健全かつ持続可能な財政運営を進めるため安定的な町税の確保に努めるとともに、一層の財源確保を図るために、ふるさと納税、特に企業版ふるさと納税に注力したいと考えております。令和6年度は第五次開成町総合計画の最終年度となることから、後期基本計画第二期実施計画に掲げた事業の進捗状況や成果、課題を総点検の上、より効果的かつ効率的な事業の構築を図っていきたいと考えております。

次に、2つ目の御質問、町税、地方消費税交付金及び地方交付税の見直しはについて、お答えいたします。

町税については、3つの主要税目ごとに御説明いたします。

まず、個人町民税ですが、人口、納税義務者数の増加や賃金の上昇に伴い、税収そのものは堅調に伸びる見込みであります。一方で、政府が打ち出した所得税と住民税の定額減税により相当額の減収が見込まれております。定額減税による町民税の減収分については国が補填することとされておりますが、現時点では、まだ具体的な内容は示されておられません。

次に、法人町民税に関しましては、大手主要法人の業績が好調であり、2024年3月期の上期業績においては売上高や営業利益、当期純利益が過去最高を更新し、通期でも増収増益となる可能性があります。原油高や円安などが業績悪化につながるおそれのある企業もありますが、法人町民税全体では令和5年度当初予算との比較において増収となる見込みであります。

次に、固定資産税ですが、土地については県内で基準地価が工業地区を中心に年々上昇するなど増収が見込まれております。一方、家屋につきましては、令和6年度が評価替えの年に当たるため大幅な減収となる見込みであります。固定資産税全体としては、令和5年度当初予算と同額程度を見込んでおります。

そして、地方消費税交付金ですが、地方消費税の2分の1相当額が市町村に交付されるものです。コロナ禍から脱しつつある状況下、経済活動の正常化が一段と進んでおりますが、県は令和5年度の地方消費税を減収見込みとしております。エネルギー価格など物価の上昇が続いていることなどを踏まえますと、経済の先行きを見通すことは難しい状況であると言えます。地方消費税交付金については、令和5年度当初予算と同額程度を見込んでおります。

最後に、地方交付税について。本来、地方の税収とすべき税を国税として国が代わって徴収し、その一定割合を合理的な基準に基づき地方公共団体に交付される税です。地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、住んでいる地域にかかわらず国民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するために、地方公共団体の財

政状況を考慮して配分されるものです。地方交付税制度の基本的な傾向といたしまして、町税が増えると交付税が減る構造であり、令和5年度の町税が当初予算に対して一定程度の増収が見込まれていることから、令和6年度の地方交付税は令和5年度当初予算との比較においては一定程度の減収を見込んでおります。

次に、3つ目の御質問、重点事業の今後の見通しはについてお答えいたします。

令和6年度当初予算については、編成方針に基づき庁内各課から要求を取りまとめた段階であり、今後、要求額に対する査定を進めるところであります。よって、令和6年度重点事業に関しても、これから調整を行うため、現時点においては詳細なお答えは差し控えさせていただきます。ここでは、私が令和6年度に重点的に取り組みたいと考えている項目についてお伝えします。

大事業であります駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業につきましては、一層のスピード感をもって推進していきたいと考えております。そのほか、特に教育や子育て環境の充実、高齢者福祉の向上、生活の質を押し上げるまちづくりの推進、防災力の強化などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

町民の皆様の幸せを目的として、町民の皆様がもっと幸せに、もっと笑顔になっていただくために、多くの皆さんの声に耳を傾け、御理解と御協力を得ながらALLかいせいのまちづくりに邁進してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田敏郎でございます。

ただいま町長から答弁をいただきました。非常に強い口調で御自分の思いを述べられたということで、大いに予算編成に対しては期待をしたいと思います。その中で再質問させていただきます。

1つ目としまして、安定的な町税の確保に努めるとともに一層の財源確保としてふるさと納税、特に企業ふるさと納税に注力したいという答弁がありました。今の時点で言えることで結構ですので、このことに対して、もう少し説明していただくと。お願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、ふるさと納税、いわゆる個人向け返礼品がつくふるさと納税につきましては、言ってみれば、もう、あらゆる手段を要して拡充に努めております。例えば、返礼品を提供いただける企業の開拓、これは実際、総務課並びに企画政策課で担当者に1社1社、私も時に同行しながら回っております。ただ、現実問題といたしまして、本年、総務省さんのチェックと表現すればいいのでしょうか、非常に従来か

から見直しが図られておることもありまして、時間が従来よりはかかっているという事情はあります。

あとは、例えば、コト消費と呼ばばいいのでしょうか、体験型、農作物の収穫であったり、そういったものの拡充も図っております。今は焼き物体験とか、今もありますけれども、さらにそういった面も拡充を図っております。あとは、本当に細かい話も含めると、サイトへの掲載のネーミングとか商品の組合せとか、このようなことも。そういった情報は、特にヤフーとか、有料で提供しているようなサービスもありますけれども、そこまでお金もありませんので、職員の皆さんの知恵を寄せ合って、ほかの事例を見ながら、売れているものは、売れているという表現はよくないですね、寄附額が多い商品、返礼品の設定は、どのような組合せかとか、どのようなネーミングかということも細かいところまでチェックしてもらいながら今、進めています。

あと、企業版のほうですけれども、昨日いただいた御質問に対しても一部お話ししましたけれども、基本的スタンスとしましては1社1社回りながら、共感を得ていただける使い道が何かというのをすり合わせながら進めております。これは町内に本社がある企業は対象になりませんので、基本、町外に本社がある会社に対していろいろと活動しています。

1つは、今、展開しております3人乗り電動アシスト付自転車貸出事業、買うと17万ぐらいするものを月々200円でお貸しすると。これには予算もお認めいただきました上で企業さんに、この事業、御賛同いただけないでしょうかという活動を展開している中で、取りあえず1社、御賛同いただいて既に御寄附もいただいております。

これは企業さん、自分の名前を出す、出さないというのは企業さん次第ですけれども、その企業さんは出していいというか、出してほしいというお話だったので、自転車にその企業さんの、この企業さんのおかげで貸出事業が成り立っていますということをお伝えすることによって、企業さんも社会貢献、地域貢献というのを町民の皆さんに知っていただきながら、ユーザーさんに関しては買うよりは安くという利点もありますし、環境問題とか「自転車のまち開成」というものを実践するという意味とか、複数の課題克服につながる取組に使わせていただくという実例がようやく1個できました。

あと、昨日も申し上げましたけれども、これ、なかなか容易にすぐにできるものではありませんので、引き続き努力しながらやっていきたいということと、例えば東京の企業に、開成町に縁のない企業、あとは開成町と縁はなくはないんだけども深くない企業、伊勢原の企業とかにも行きましたけれども、なぜ開成町というのは非常に高い壁ですので、これをクリアするのは、もう、ちょっと無理かなという思いに至るぐらい難しいです。よって、開成町に何かしらの縁がある企業、これは経済的見返りは御法度ですので、それはクリアした上で、この制度の趣旨に賛同し

ていただける企業を発掘して営業努力をしていくということでございます。

長くなりました。以上です

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

吉田でございます。

ありがとうございます。いろいろ詳細にわたり説明していただきました。ホームページを見ますと、町の返礼品に関してはなかなか厳しい面も少しあるのかなというのは認識しておりますけれども、企業ふるさと納税のことに関しては町長の思いが強いということで、まだ1社と少ない感じのようですけれども、これからしっかり対応して、本当に町民のために一生懸命やっていただくことを期待したいと思います。

令和6年度は第五次開成町総合計画のもちろん最終年度となるということでありましてけれども、総点検の上、後期基本計画第二期実施計画に掲げた事業を着実に実行する必要があります、進捗状況を踏まえ効果的・効率的な事業の構築を図るという御答弁をいただきました。こちら後で少し重点事業で話をするつもりでおりますけれども、簡単に、この辺の、今、進捗状況の中で、こういう気持ちでやっていくよということを、もし町長からあればお願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

第五次開成町総合計画の最終年度として進捗状況と成果・課題の総点検を今、すみません、しておる最中であるということと、例えば、現実的に次年度1年間でこれが全て完了できるかどうかという見極めでは、できない可能性のある事業もあるかもしれませんので、そこら辺を含めて、では、それを、いつ、どうやって今後対応していくのかということも、現在、これから総点検の上、対応方針とかも決めていきたいと思っております。

ただ、1つ言えるのは、町政の継続性といえますか、私は4月に就任しましたけれども、基本路線を大きく、現在もそういうふうに御理解いただいているとは思っておりますけれども、大きく見直すようなことはいたしておりませんし、今後もありますし。自分の思い等々は置いて、継続性ということは重視していくスタンスであるということは御理解いただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは、町長答弁の後ですけれども、少し数字的なお話を私からさせていただきます。

いわゆる後期基本計画第二期の実施計画事業、全部で117事業ございます。まだ令和4年度までしか終息してございませんので、令和4年度が終わった段階でというお話になりますけれども、計画以上に進捗したもの、計画どおりに進捗したもの、おおむね計画どおりに進捗したもの、これを一まとめに進捗したものとくりますと、全体の95.7%、112事業につきましては進捗を見たと考えてございます。

ただ、残り、計画どおりに進捗しなかったものというものが5事業、割合でいきますと4.3%ございます。これにつきましては、最終年次で終息させていくのか、あるいは、中には冷静に見ますと既にそのもの自体がほかのもの等によってカバーをされていて、進める必要がないと判断されるようなものも出てまいりますので、そこは先ほど町長が申し上げたとおり、総点検をしまして最終年次に向けて必要な事業については進捗を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

ありがとうございました。進捗状況は進んでいると、そして、あと5事業に対してはしっかりとやっていくということを答弁もらいました。いずれにしろ、予算編成のために、町民の幸せのために、町長もおっしゃっていますけれども、しっかりとやっていただきたいと思います。

続いて、町税について質問させていただきます。非常に町税に対して答弁の中で本当に詳細にわたり御丁寧に、いろいろ分かりやすく説明して答弁をいただきました。これによってライブ配信等々を御覧になっている方もしっかりと把握できたのかなと思っておりますけれども、その中でちょっと質問させていただきます。確認を込めて。

個人町民税は税収そのものは伸びる見込み、また、法人町民税は、原油とか円安などの懸念はありますけれども、当初予算との比較では増収を見込んでいると。そして、固定資産税は、土地のほうでは増収を見込んでいるけれども、家屋の評価替えのあたりで減収が見込まれていると。しかし、当初予算との比較では同額程度を見込んでいるという答弁であります。

その中で、5年度の歳入の中で町民税が14億3,060万強、そして固定資産税が14億6,850万強、それから軽自動車税が4,717万、それからたばこ税が1億3,000万、合計30億7,630万強の税収を当初予算であります。この程度、これ以上の税収を見込んでいると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

それでは、吉田議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度当初予算における町税の見込みということですが、先ほど議員もおっしゃられましたが、個人所得割につきましては本来であれば大幅に増収となると。一方で、政府の打ち出した定額減税の影響で、逆に最終的には大幅な減収となる。一方で、法人町民税は、非常に主要法人の業績が好調であることから、当初予算比較では大幅な増収を見込んでおります。といったようなことから、全体といたしまして、町税全体といたしましては30億から31億ということで、令和5年度当初予算とほぼ同程度と見込んでいるところでございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

6年度も同程度以上の税収を見込んでいるということで、非常に安心して聞いているところでありますけれども、同じように地方消費税交付金について、令和5年度当初予算は4億1,000万程度を見込んでいるという、そういう金額的には理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

地方消費税、社会的な消費の動向というところがございますけれども、現状の中で様々な情報を得ていくと、現状、令和6年度当初予算についても令和5年度同額程度と。令和5年度の当初予算額については議員おっしゃったとおり4億1,000万という形ですので、その程度という形の中で今は考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

現時点ではなかなか金額等々というのは承知しておりますけれども、もう1つ、地方交付税においても5年度の当初予算に対して増収が見込まれるという答弁ですけれども、また、増収が見込まれるので一定の減収を見込んでいるということでもありますけれども、5年度の当初予算の4億3,100万よりは減収ということで理解するのですけれども、その辺、どの程度の減収を見込んでいるかを、もし分ければお話し願いたい。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

地方交付税、令和6年度の見込みというところでございます。こちらについては、町長答弁があったとおり、こちらの地方交付税については、令和6年度で言うなら前年度の今、令和5年度の税込等の状況によって上がったたり下がったりするという構図がございます。それは、一律の行政サービスの関係で国で機械的に算定される形式の中で、そういうようなものが成ってくるんですけれども、現状で言うとは、

あと、もう一点。地方交付税については、併せて国のほうでも財源措置として現金ではない臨時財政対策債というものも措置された、要は、全体の中で言うと、そういったものが財源不足額という形で措置をされます。こういった中で言うと、その額を合わせて考えた中で言うと、町税が今年度、前回の補正予算の中で億を超えるような額の中で増収という形で補正してございますので、その程度ぐらいのものはある程度、令和6年度については影響が出てくるのかなと考えてございます。

まだ実際精査をしている最中でございますので、具体的な数字については差し控えていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

なかなか難しいことを話をさせていただいて、ありがとうございます。いずれにせよ増収を見込むということでもありますので、しっかりと予算編成、3年の予算編成のときを楽しみしておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次に、重点事業の今後の見通しについてということで、町長から取り組みたい項目を言ってもらいました。その中で駅前通り線周辺地区土地区画整理事業、こちらをスピード感をもって推進していくという、先ほども言いましたけれども力強く発言をしていただきました。大いに期待していきたいと思いますけれども、そういった中で、総事業費として約40億円を見込んでいますけれども、そのうち、2年ほど前の同僚議員からの一般質問の中で、そのうち国庫補助金として約10億円、残りは一般財源と起債で予定をしていると。また、事業期間としては令和3年度から8年度を予定していると。

そして、事業費配分では、3年、4年、5年は、もう今年のおあれで済んでおりますけれども、6年度はおよそ8億9,500万、7年度はおよそ10億4,500万、8年度がおよそ7億4,100万円、9年度が6,000万、10年度が100万、令和11年から5年間は精算期間としているという、そういう一般質問での回答でありますけれども、それに関して、分かり次第で結構ですけれども、事業期間と事業費配分等々について、今、この時点でお答えできるものがあれば、お答えしていただきたい。

○議長（山本研一）

お答えできますか。都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

事業につきましては令和3年から始めさせていただいておまして、完成につきましては令和11年をめどに事業を進めておまして、最終的には精算を含めて令和15年と期間を定めていると思っております。予算につきましては、今おっしゃられたとおり、当初の事業計画に定めた金額でしっかりと運営していけるように頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

いろいろ、これから大変なことはあると思いますけれども、よろしく願いしたいと思います。

重点事業を含む実施計画は毎年度の予算編成の指針となるものでありますので、また、令和6年度は第二次実施計画、先ほど言いましたけれども最終年度であり、個別事業でなく実施計画そのものも全て見直されるのではないかと思います。また、すなわち、それが第六次総合計画そのものに連動するものではないかと思います。そして、事業計画、財政計画等、議会にも示していただけたらと思いますけれども、議会に示していただける時期、このくらいだということが分かれば。いつ頃になったらその辺のことを少しでも提示できるのか、その辺、分かればお答えしてください。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

事業の進捗等につきましては、進む段階において、しっかりと議会にお知らせをさせていただければと思っております。今、現状、いつ開催するかというところでは、まだ事業が工事の本体のほうは始まっておりませんので、まだ御説明することがなかなか難しいかなと思っておりますが、段階がありましたら、しっかりと報告はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

ありがとうございます。これからも議会にしっかりと、分かった時点で示していただければと思います。

第1項目めの質問は、ここで終了させていただきます。

2つ目の項目について……。

○議長（山本研一）

すみません。副町長。

○副町長（石井 護）

途中で大変申し訳ないのですが、今、議員等が御質問された傾向ですとか、るる御説明させていただいたんですが、これはあくまでも現時点での状況と。そして、予算の編成も始まったばかりで一次集計をしたのみです。はっきり申し上げて。これから細かい査定に入っていきます。そうすると、数字も見えてきますので。

何が言いたいかといいますと、るる説明はしたのですが、当然、当初予算の部分については最終形ですから、そのときと多少御説明にそごが生じる可能性もございますので、そのことを十分御理解いただきたいということでございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

副町長、ありがとうございます。十分承知しているつもりで質問させていただきましたので、これからよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の項目について質問いたします。

町民がわくわくする施策の推進をということで、令和5年度9月会議において、町長は令和4年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告の中で、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の取扱いが2類相当から5類になり、当たり前の日常が戻りつつある中、今後も引き続き感染状況を注視し、町民の皆様のお安全と安心を守るためアフターコロナを見据えた適切な対応を図っていくと述べられました。そして、町民の皆様にもっと幸せに、もっと笑顔になっていただくために、また、町のたゆまぬ発展のために多くの方の声を聞き、理解と協力を得て、ALLかいせいのまちづくりに取り組んでいくと発言をしております。

町長は本会議の質疑に対しても積極的に発言をされ回答しておりますし、汗を拭きながらの、これは6月、9月の会議でありますけれども、非常に真摯な答弁は町民に理解をされております。また、議会としても私個人としても同様に理解と評価をしております。理解をし、評価をしております。

町長は、町民の皆様のおさらなる福祉の向上に様々な施策を考えていると思います。先ほどの答弁の中にもありますから、いろいろ、これからの思いが強く、そういうことで考えていると思いますけれども、その中でも町民がわくわくするような施策をどのように考えているのか、御見解をお伺ひします。漠然とした質問で申し訳ありませんけれども、町長の今の思いを含めて答弁いただければと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、吉田議員2つ目の御質問に対してお答え申し上げます。

現在、開成町においては、第五次開成町総合計画の基本姿勢であるいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりに基づき、町民の皆様の幸せや福祉の向上を目的として、限られた予算をより効率的に、かつ、より効果的に活用するよう鋭意努めております。また、毎年度重点施策を設定するなど、その年度の主要施策を分かりやすくお伝えする努力も行っているところであります。

本年5月の所信表明において、私のまちづくりに対する基本姿勢や、その手法などについて述べさせていただきました。具体的に、まちづくりにおいて目指すところは、「もっといっけ！開成」、この精神で人と自然が調和した田舎モダンな町の魅力をより強く発信しながら、一段の人口増加と、さらなるにぎわいの創出、駅周辺の整備を推し進め、開成町が名実ともに足柄の中心地になること、効果的な施策が町民満足度と町の魅力を押し上げ、人口が増加することで税収が増え、税収が増えることで新たな施策につながる持続的な好循環を創出することなどであります。

また、ALLかいせいでのまちづくり、すなわち町民の皆さんに声を寄せていただき当事者意識をもってまちづくりに参加していただくALLかいせい、価値観の多様化や立場の違いを乗り越えて相互に理解し合うALLかいせい、共生社会実現のためにお互いさまの精神で支え合うALLかいせい、町民の皆様が建設的に議論し共に前進できる関係を構築するALLかいせいでのまちづくりを基本姿勢としております。

まちづくりの手法としては、幅広いパートナーシップの構築、包括的な課題の解決、稼ぐ自治体、町民本位のデジタル化に注力したい旨、お伝えいたしました。

今後のまちづくりにおいては、現在策定の過程にあります第六次開成町総合計画も含めてALLかいせいを基本姿勢として様々な取組を検討、そして実践し、町民の皆様福祉の向上に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田でございます。

それでは、再質問させていただきます。

今、また町長からいろいろお話をいただきました。また、昨日、それと今日の私の前、同僚議員たちの一般質問の中でも、わくわくする施策ということに類似するようなことをいろいろ皆さんが、各議員が提案しております。そういうことも含めて質問させてもらいますけれども、そちらはそういったことにお任せをして、1つ、少し細くなるかもしれませんが、私が今、思っていることを提案することに対して答弁を願えればと思います。

まず初めに、敬老意識啓発事業費の敬老祝金について質問いたします。9月の決算議会におきまして、こちら、開成町は数年前から88歳と100歳に敬老祝金がありますけれども、9月の決算におきますと88歳の方が100名の方で1万円、100歳の方が5名で5万円、そして100歳の方には高齢者記念品事業も実施をしております。こちらで金額的には158万2,000円ということですが、こちらのことに関して、日本人の平均寿命が男子が81.05ですか、女子が87.09という非常に高い平均寿命年齢があります。

その中で、88歳、100歳ではなく、それ以外にも、例えば、75、77、それから80、90と、そういう形の中で、少し年齢に幅を広げてそういうお祝い金を拡充するということに関して、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、敬老祝金ということですので私からお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられましたとおり、現在、敬老祝金については88歳と100歳の方に対してお祝い金を贈呈させていただいているところでございます。令和5年度につきましても、100歳の方に対しては6名、88歳の方が93名ということで敬老祝金の支給をさせていただいているところでございます。御質問にありました対象年齢の拡大検討についてですが、現時点では88歳、100歳ということで変更する予定はございません。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

88歳と100歳ということで議会のほうにも提示され、質問等々をして、そういうことで理解はしているところでありまして、そんなに多くの方では。最初はたくさんの方が、数年前、このときにはありましたけれども、最近でも88歳、それから100歳の方は、70とか77、そういうときにもお祝い金を頂いているよねと。それで、そういうことをおっしゃる方も、最近は少ないんですけど、いらっしゃいます。そして、自分たちも一生懸命、元気に町のため、また、いろいろな家族のため等々、地域のため等々、一生懸命働いてきたと。そういう御褒美として、70、75、80になったというときにお祝い金、金額的には少しでも、そういうことがあれば、また非常に。

前に頂いた方に話を聞くと、本当に金額は少ないけれども、そういうときの喜び、それから、そういうことを理由に孫たちにお小遣いとして何か与えたりとか、そういうことが非常にわくわくするとか。そういうことに当てはまるかどうか分かりませんが、そういうことに対して、高齢者の方でも、お祝い金の中だけでも、来年こういうことがあるから、それまで元気にいろいろやろうという、そういう意識も入

るのかなと思って質問させていただきました。

そういうことで、現時点ではそういう考えはないということでありますけれども、もし、これからいろいろな町民の声を聞きながら頭の中に少し入れていただいて、そういうことが職員の中でも、そういう話が少しでも上がってくることを望んでいきたいと思っております。

次に、開成町の三大祭りといえますか、夏、土曜日に松田と一緒にやります開成町納涼まつり、その花火大会のことについて。その中で、開成町として非常にいろいろな催しをして、たくさんの方が参加して楽しまれております。

そこで1つ提案ですけれども、十文字橋を、あそこの松田と開成町を結ぶ十文字橋を歩行者天国にして、そこを自由に行動していただき、そこで松田と開成町と綱引きをやると。本当に何を言っているんだというようなことを思われるかもしれませんが、そういったことに対して、今、私が発言したことに対して回答をお願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

吉田議員の御提案について、お答えさせていただきます。

あしがら花火大会に伴う開成町の納涼まつりにつきましては、松田町では観光まつりという形の中で2会場で行っています。前は松田町の大名行列の関係で、十文字橋というところが通行止めになっておりました。ただ、橋の上での行事というものにつきましては安全面等がいろいろありますので、この辺は、そういう関係機関とも調整をしなければいけないということも、まず1点あります。

また、同時開催につきましては、やはり両町の中の実行委員会の中でもそういう提案があったところではお示しをさせていただきますけれども、それが実行できるかどうかということにつきましては、今現在、お約束ということは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

それに対して頭に入れてくれるような、そういう課長答弁でありましたので、1つ、何かあったときに、こんな意見があって、こんなことを言っていたやつがいるよということでも御理解をしていただきたいと思います。

続いて、また細かいことですが、開成中央通りがあります。そこで、先ほどの同僚議員の清水議員の質問には非常に劣るかもしれませんが、その中で、中央通りの中で、そこを少し一画を止めて、開成小学校、それから開成南小学校との、また同じことを言うようですけど綱引き大会とか。児童、それから生徒、

それから保護者、一般の方で、そういうことを対抗意識を燃やしてやると。そういうこと。確かに、また何を言っているんだというような質問かもしれませんが、それに対して、もし答えがあればお願いしたい。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。

大変楽しい発想の御提案をありがとうございます。今のところ、その発想は持ち合わせてございません。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

笑われる質問だったかもしれませんが、少し、何回も同じことを言うようですが、頭の隅っこに入れていただくと非常にうれしく思います。

それから、これも一笑に付されるかもしれませんが、本当に、これこそまた難しいことは承知の上で言います。1年に1回でもいいのです。1日、開成町の全域を歩行者天国にしたり、自転車が自由に動き回れるような、そういう、子どもからお年寄りまで町の中を自由に行動できる、そういう日を設ける。これも、とてつもない、やることに対しては非常に難しいことは承知しております。こういったことに対して、また答弁できることがあればお願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

様々な御提案ありがとうございます。ブレインストーミングという意味では、とにかくアイデアは数多く出すという点ではとてもありがたいことだと思います。ただ、現実的に、今の例の歩行者天国は、すみません、やはり目的とかというのが、いま一つ定められないのかなというところと、あと、警察等への要望事項としては、昨今、他の市町村の話を書きますと、マラソン大会とかの開催に対しては非常に厳しい、どちらかというとながティブな対応が多いと聞いておることも踏まえますと、現実的には難しいのではないかなと思います。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

吉田です。

町長の言うとおりに、私も、例えば足柄上一周駅伝とか町内一周駅伝に対して、警察が、早く町内を回るとは、また上郡の町の道路を回るとはやめてくれないか

など。そういうことは明らかに警察からの意思表示をするような形で、圧力ではないけれども、そういうことをかけてくるということは承知しておりますけれども、その中でも言わせていただきました。

また、その中で、開成町は今、総合計画の中で開成町総合計画審議会というのがある、そちらの委員の皆さんがいろいろ策定に関して協議をしていることは承知しております。もう既に、この5年度で2回会議をしているということで承知しておりますけれども、そういった中で、またこれも無理な質問ですけれども、そういった方たち、非常に多種多様、いろいろな方が、多種多様というか、本当にいろいろな方が経験をされている、いろいろな知識を持ち、人生経験豊富な方も含め、若い人もいて、そういう方たちの中で協議をしていただいていますけれども、そういう方たちの中で、こういう施策はどうよという意見も出ているかもしれませんが、そういうところ、町民みんながわくわくするような施策を、そういう人たちに、町長の諮問ではないかもしれませんが、そういう方たちに、そういう中で議論して協議してくれませんかというような形はできないのでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

総合計画ということに、いかに皆さんの声を拾っていくか、寄せていただくかというのと、それと切り離れたところで、まちづくりにおいて老若男女、できる限り多くの方々、そしてサイレントマジョリティーという声なき声、いろいろ思っているけれども届ける場がない方たちの声をどうやって拾うかということを考えていくのはいけないのかもしれないんですけども、いずれにしても町民の皆さんの声をできるだけ拾うべきだと思いますし、拾う努力はすべきだと思います。

そういう意味では、今回も総合計画の策定においては中学生とかの声を拾う場を設けたりとかすることも実際に行っておりますし、これから残された期間の中でも、高校生とかというものも意見交換をするような場を設けていく予定でございます。さらに、まちづくりにおいて高校生の声とかをどうやって拾っていくかとか、そういう単発の場所だけではなくて、一定の期間、関わってもらえるような仕組みをつくっていくかどうかということは、今後の課題として自分も意識はしておりますということだけ申し上げておくことにします。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

先ほど来、町長から、いろいろな方たちの意見を聞いて、そういうことに生かしていきたいということはいろいろお話を聞いておりますので、そういう点ではよろ

しくお願いしたいと思えますけれども。

先ほど敬老祝い金のことについて、ちょっと過ぎてしまったのですけれども、そこで、例えば敬老会のときに。今回、開成町も他町に関しても、なかなか参加者の方が少なかったということがございます。年々少なくなってきたのかなというのも理解しているところなのですけれども、そういうときに1つ。例えば、出席された方、高齢者の方、町長と、また受賞された方、そういう方たちが一堂に会して写真を撮って、それを皆さんに、町の、どのぐらいの予算になるか分かりませんが、そういうことだけでもして喜びを共有する形で。写真1枚かもしれませんが。

そういうのも今というか昨日の夜中に思ったんですけれども、先ほど言うのを忘れて、今、発言しておりますけれども、そういうことも1つとして提案したいと思えますけれども、いかがでしょう。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御提案ありがとうございます。

まず、町を挙げての敬老会につきましては、議員おっしゃるように参加者が、コロナ禍の影響もあったとは思いますが、年々減り続けております。一方で、各自治会ごと、私も14自治会、ほとんどお邪魔しましたけれども、福祉会館全体よりも多い自治会のほうが多い。ほとんどが30人、40人以上という感じでしたので、そこでは、もちろんバスの送迎もやりましたけれども、あの数だったということをお考えますと、今後は行事としては自治会での敬老会を我々としても支援していくといいでしょうか、盛り上げていく方向で、町を挙げてというところは、近隣市町の動向も踏まえますと、いろいろと見直していく必要があるのではないかなと認識しております。

その上で、写真等々という発想につきましては、自治会がベースになる可能性もありますけれども、私自身は、そんなことで喜んでいただけるのであれば幾らでもやりますし、SNSでもアップしますしという努力はしていきたいと思えますが、町の予算を使ってということは、また今後検討させていただきます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

吉田です。

無理な話に対してもいろいろ答弁していただき、ありがとうございます。そういう形で自治会対応でやっていくということは私も少し認識をしておりましたけれども、そういう中でもいろいろ、町民の皆さんが少しでも心が躍るような、そういうことをやっていっていただきたいと思えます。最後になると思えますけれども、ほかにもあるんですけれども、いろいろ、また笑われてしまうような事業がいっぱい

あるので、その辺は1つ。

最後に、先ほど同僚議員からの話もありましたけれども、町長もよく言っておりましたけれども、例えば、幼稚園、保育園、そして小学校、中学校、そちらの子ども、児童も含め、そして、同じようにそこに携わっている先生等々、保護者の方も含めて、そういう人たちが本当に町を挙げて、みんなが一緒にわくわくするような、そういう施策を。町長もやっていくよということを聞いておりますから安心しておりますけれども、そういう方たち、子どもから、また一般の方からもいろいろな意見を取り込んで、その中でいろいろ、また話をして、みんなが本当にわくわくするような施策、事業をしていくということを考えていくことも町長は述べてくれましたので、そういう中でわくわくするような事業をしっかりと考えていっていただきたいと思います。

また、自分も、もう75の声が聞こえる高齢者ですけども、気持ちはまだまだ幼いというか、子どもが年を取ったような感じですので、一生懸命そういうことに対しても取り組んでいき、幾らでも発言する用意はあります。また、それなりの軟らかい知識も持っていますので、これからもそういうことをやっていきたいと思っております。

今日は、本当に町民の皆さんがわくわくする施策をと言いながら、的を得たようなことがなかなか言えないことがありましたけれども、こういう1つの小さな案ですけども、そういうことを含めて、そういうものが少しでも何かのほうに波及していけばいいかなと思って、あえてこういう質問をさせていただきました。また、町長もそういう形で発言をしてくれましたので、これから予算編成も含め、わくわくする施策を含め、非常に3月会議を楽しみにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終了といたします。

○議長（山本研一）

これで吉田議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を11時10分とします。

午前10時56分

○議長（山本研一）

再開します。

午前11時10分

○議長（山本研一）

日程第2 開成町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名選挙で行いたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名選挙で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

開成町選挙管理委員会委員に依田由美子さん、内藤博人さん、鳥海成則さん、伊藤慶枝さんを、補充員に田中邦男さん、永田芳久さん、小金郁三さん、田代千代子さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した依田由美子さん、内藤博人さん、鳥海成則さん、伊藤慶枝さんを開成町選挙管理委員会委員に、田中邦男さん、永田芳久さん、小金郁三さん、田代千代子さんを補充員にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

異議なしと認め、ただいま議長が指名した方々が開成町選挙管理委員会委員と補充員に当選されました。

日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(山神 裕)

提案理由。教育委員会委員のうち1人の任期が令和5年12月14日をもって満了となるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。

今回、3期目として引き続き任命したい本澤尚之さんは、平成5年3月に東北大学工学部を卒業後、平成7年5月に米国バークリー音楽大学ジャズコンポジション科に入学され、平成9年5月に同校を御卒業されています。現在は株式会社ミュージックエイトに作編曲家として勤務されています。その傍ら、平成23年4月には器楽合奏団開成ジュニアアンサンブルを設立され、指導に当たられています。この活動内容は、多数のメディアから取り上げられています。コンクール等においては、多数の優秀な成績を修められています。また、令和3年からは開成町文化団体連絡協議会の会長を務められており、本町の文化行政の中心的な存在でもあります。

さらに、教育関係では、平成25年度開成南小学校PTA会長、同年、開成町教育推進会議委員、平成26年度、開成南小学校学校運営協議会委員長、平成27年度から29年度までの3か年にわたり開成町教育改革検証会議委員を務めていただいております。

ただいま御紹介したとおり、学校や地域との関わりに精通しており、本町の教育

行政全般に対しましても深く理解されております。

以上のことから、教育委員として適任と考え、本澤さんの任命について議会の同意を求めるものです。任期は令和9年12月14日までの4年です。

御参考までに略歴を添付しておりますので御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって同意しました。

日程第4 発議第3号 開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

前田せつよ議員、どうぞ。

○11番（前田せつよ）

開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

提出者、前田せつよ、賛成者、武井正広、井上慎司、星野洋一。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の改正前、改正後を御覧ください。

改正前の第54条から第56条までに規定する懲役という規定を、改正後は拘禁刑と改める改正です。

附則です。この条例は令和7年6月1日から施行するとしています。

なお、附則第2条の経過措置といたしまして、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとしています。

説明は以上となります。御審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

発議第3号 開成町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第54号 開成町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。職員の公益的法人等への派遣制度を整備したいので、開成町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第54号について御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例制定の趣旨について御説明申し上げます。

国では、職員派遣の適正化及び手続等の透明化、職員の身分取扱い等の明確化、地域における人材の有効活用を通じた公民の適切な連携協力による諸施策の推進、

このような観点から、地方公務員の公益的法人等への派遣について法制化を図るため、平成12年に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律を制定いたしました。

実際に自治体から公益的法人等に職員を派遣する場合には、それぞれの自治体において、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づく条例を制定する必要がありますが、本町におきましては、法制度化後、今日まで、職員の公益的法人等への派遣に関する条例は制定してございませんでした。

現時点において具体的に公益的法人等への派遣職員について調整を行っている状況ではございませんが、公民連携によるまちづくりの推進や官民の人材交流による職員の公務外での知見・経験の蓄積、活用などの観点から、将来的な制度活用を見据えて職員の公益的法人等への派遣制度を整備する必要があると考えたことから、条例の制定を御提案するものでございます。

なお、県内33市町村の条例制定の状況でございますが、29市町村が制定済みといった状況でございますが、当町を含む4市・町が未制定といった状況になっておりますことを申し添えます。

それでは、2ページにお進みください。条例案について、御説明をいたします。

開成町条例第 号。

開成町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例。

第1条は、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条第1項は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち職員を派遣することができるものとして、第1号において町が出資している団体を、第2号において受託または共同で業務を実施する団体を、第3号において町の事務事業を補完または支援につながる業務を実施する団体を、それぞれ規定するものでございます。

第2条第2項は、職員派遣の対象外職員として、第1号において臨時的任用職員等を、第2号において定年前再任用短時間勤務職員を除く非常勤職員を、第3号において条件付採用期間中の職員を、第4号において勤務延長職員を、第5号において管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により60歳以後も管理監督職を占める職員を、第6号において休職・停職中の職員を、それぞれ規定するものでございます。

第2条第3項は、派遣先団体と合意しておくべき事項を定めるものでございます。第1号において派遣先団体における福利厚生に関する事項を、第2号において業務の従事状況の連絡に関する事項を、それぞれ規定するものでございます。

3ページにお進みください。

第3条は、派遣職員が派遣期間満了以外の事由によって職務に復帰する場合として、第1号において役職員の地位を失った場合を、第2号において派遣が法または条例の規定に適合しなくなった場合を、第3号において取決めに反することとなっ

た場合を、第4号において心身の故障等の分限処分の事由に該当した場合を、第5号において生死不明、所在不明となった場合を、第6号において懲戒処分事由に該当した場合を、それぞれ規定するものでございます。

第4条は派遣職員の給与について規定するもので、派遣職員に対して町が給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給することができる旨を定めるものでございます。

第5条から第7条までは、派遣職員が職務に復帰する際の人事給与上の取扱いを規定するものでございまして、第5条は給与条例の特例を、第6条は復帰時の処遇を、第7条は退職手当条例の特例を定めるものでございます。

第8条は、職員が派遣先団体において業務上の災害、通勤に災害を受けた場合には、公務災害等見舞金条例を適用し公務災害等見舞金を支給する旨を定めるものでございます。

4ページにお進みください。

第9条は、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等に関する町長への報告義務を任命権者に課す旨を定めるものでございます。

第10条は、派遣制度の実施に当たって必要な事項について規則にするものでございます。

附則を御覧ください。

第1項は、本条例の施行期日を令和6年4月1日とし、準備行為に関して定めた附則第2項の規定のみ公布の日から施行する旨を定めるものでございます。

第2項は、準備行為を条例の施行日前においても行うことができる旨を定めるものでございます。

第3項は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、本条例においては定年前再任用短時間勤務職員とみなす旨を定めるものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

今、説明いただきまして、人材の有効活用、将来的に向けてということなのですが、そもそも先ほど説明がありましたが、平成12年にもうできていて、23年前なのかなと。県内で33市町村の中の29市町村は、もう既に制定済みということで、やはり開成町自体、そういった団体等が少ないのかもしれませんが、あまりその辺の人材交流だとか、そういったものの意識がちょっと低かったのかなと思うところであるのですが。

まず、想定する団体というのは、私の中でイメージできるのが、例えば、開成町

社会福祉協議会やシルバー人材センター、足柄西部清掃組合なのかな、なんて思ったりするのですが、そういう感じなのか。それとも、今現在、想定されるものというのはいくつあるのか。将来的に考えていくというのは別問題として、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、武井議員の御質問にお答えしたいと思います。

御質問にあったとおり、法自体は平成12年にできて、確かに23年間、しかも残り4つの自治体のうちの1つだということである。その点からいえば、確かに、こういった視点が欠けていたということは言えるのかなと思います。この状況になって挽回していきたいとか、交流していきたいと。

当該の団体については、開成町に関係のある現在の団体は議員おっしゃられたような団体ですが、今後、別に町内とかという部分にも限定はないわけで。ただ、条例にあるように、開成町のやっている業務等に有効である団体という形で規定していますから、やみくもに全部、公益的団体にはならないのですけれども、その辺のところは将来的にそういう団体をつくらなくてはいけないという場面もある。あるいは町外に、そういったところに職員を派遣して知見を深めていただきたいということも、発掘もしながらやっていきたいと考えています。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

ありがとうございます。経験豊かな職員の方もたくさんいると思いますし、ぜひ人事交流等を含めて活発な活動をしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。答弁は結構です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第54号 開成町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第55号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。健康保険の被保険者証が原則廃止されることに伴い、各種医療費助成制度においてマイナンバーを利用した情報連携による受給資格確認を行う必要があるため、開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第55号について御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の趣旨について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策の経験によりまして、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化したことなどを踏まえ、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードに関して、国民の利便性向上等の観点から関連法の一部改正が行われ、令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正法が成立し、公布されてございます。

今回の改正は、マイナンバー法等の一部改正法によるマイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化の2項目に対応するため行うものでございます。

それでは、条例案を御覧ください。2ページにお進みください。

開成町条例第 号。

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前でございます。

第2条の改正は、法で新たに定められた用語のうち、条例において引用する必要がある用語の定義を定めるため、新設する第5号において特定個人番号利用事務の意義を、第6号において利用特定個人情報の意義を、それぞれ規定するものでござ

います。

第4条第3項の改正は、法改正によりマイナンバー法の別表第2が廃止されたことに伴いまして、必要な用語の整理を行うものでございます。

3ページにお進みください。

ページ上段が改正後の別表第2、ページ下段が改正前の別表第2でございます。別表第2は、マイナンバーの独自利用事務を処理するために利用することができる特定個人情報を規定するものでございます。被保険者証の原則廃止に伴い、これまで各医療費助成制度において健康保険証によって行っていた受給資格の確認ができなくなることから、マイナンバーを用いて受給資格の確認を行うことが可能となるよう、マイナンバーの独自利用事務としている1の重度障害者医療費助成制度、2のひとり親家庭等医療費助成制度、3のこどもの医療費助成制度を処理するために利用する特定個人情報に医療保険給付関係情報をそれぞれ追加するものでございます。

4ページにお進みください。

附則でございます。この条例の施行期日を公布の日、第2条及び第4条の改正規定をマイナンバー法等の一部改正法の施行日から定めるものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第55号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第56号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。地方税法等の一部改正に伴い、個人の均等割の非課税基準について所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

それでは、議案第56号について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、令和2年の税制改正において扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことにより、個人住民税の均等割の非課税限度額の算定基礎となる条文を改正するものとなっております。内容といたしましては、国外居住扶養親族に係る扶養控除等の見直しについてということになります。ここで国外扶養親族とは何かということですが、一例といたしましては、国際結婚をして国外に配偶者がいる方、外国人労働者の方で国外に居住する親族を扶養している方などがこれに当たります。

では、改正の背景です。なぜ今回、見直しが行われるのかということです。これは、以前から問題となっておりましたが、国外居住親族に係る扶養控除の適用における所得要件の判定に関して、国外での所得金額の把握が困難であるということがあります。実務上は国内の源泉所得が用いられているケースが多く、国外で一定以上の所得を稼いでいる親族でも扶養控除の対象とされているという問題が指摘されておりました。

そして、この問題を少しでも是正するため、適用対象者の見直しを目的として地方税法が改正され、令和6年度から適用の範囲が厳格化されることとなります。令和6年度の住民税から年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、一定の条件を満たさない場合は扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象から除外をされます。

それでは、1ページをお開きください。

開成町条例第 号。

開成町税条例の一部を改正する条例。

右側が改正前、左側が改正後になります。

第9条の2です。個人の均等割の非課税の枠に年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るという一文を加えます。

附則になります。第1項は施行期日を定めるものです。この条例は令和6年1月1日から施行いたします。

第2項は経過措置です。この条例による改正後の第9条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の住民税について適用し、令和5年度分までの個人住民税に

については、なお従前の例によるとしております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第56号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 報告第9号 専決処分の報告について（開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

報告第9号 専決処分の報告について（開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）。これは、町長の専決処分事項に関する条例の規定によりまして専決処分しましたので、報告するものです。

今回の報告内容につきまして、説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日付で改正されました。このことにより、令和6年4月1日より地方自治法の一部改正が施行されます。内容といたしましては、地方自治法第243条の2の2が地方自治法第243条の2の8に改正となるため、開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例第5条において引用している部分があるため改正したものでございます。

2ページ目をお開きください。

令和5年11月21日付で町長の専決した専決処分書となっております。

3ページをお開きください。

開成町条例第24号、開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前の5条中、第243条の2第8項を改正後は第243条の2の8第8項に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するといった内容でございます。

以上でございます

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第9号 専決処分の報告について（開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。

日程第9 報告第10号 専決処分の報告について（開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

報告第10号 専決処分の報告について（開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて）。町長の専決処分事項に関する条例の規定によりまして専決処分いたしましたので、報告いたします。

今回の報告内容につきまして、説明いたします。

今回、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（法律第36号、令和5年5月26日）におきまして水道法（昭和32年、法律第177号）が一部改正されまして、令和6年4月1日に施行されます。水道法の一部が改正され、水道法第16条の2第3項ただし書中の厚生労働省令が国土交通省令に改められました。開成町町営水道事業条例第34条第2項中において水道法第16条の2第3項ただし書部分を引用しておりますので、こちらの改正を行ったものでございます。

2ページ目をお開きください。

こちらは、令和5年11月21日付で開成町長が専決処分を行った専決処分書でございます。

3ページをお開きください。

開成町条例第25号、開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例。

開成町町営水道事業条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前の法第34条中、厚生労働省令、これを改正後は国土交通省令に改めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するといった内容でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第10号 専決処分の報告について（開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時50分

○議長（山本研一）

再開します。

午後1時30分

○議長（山本研一）

それでは、追加日程に入ります。

追加日程第1 議案第57号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。全世代対応型の社会保障制度を構築するため、地方税法の一部改正により産前産後期間相当分の国民健康保険税の減税措置が創設されたことに伴い、所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて説明させていただきます。

子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、それに伴う関係政令の整備に関する省令が7月20日に公布され、国民健康保険税の改正部分について令和6年1月1日から施行されることになりました。これに伴い、国民健康保険税について、出産する被保険者に係る産前産後の所得割額及び均等割額を減額するための規定を設け、開成町国民健康保険税条例の一部改正するものです。

具体的な改正内容といたしまして、出産を予定している、または出産した開成町の国民健康保険の被保険者が出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間の所得割及び均等割額を、双子以上の場合は出産予定月の3か月前からの6か月間を免除いたします。

それでは、議案を御覧ください。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右の表が改正前、左側が改正後になります。

24条の国民健康保険税の減額として、3項に出産被保険者の国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額する規定を新設いたします。1号で基礎課税額の所得割額の減額について、2号で同じく基礎課税額の均等割額を、3号で後期高齢者支援金等課税額の所得割額、4号で均等割額、5号で介護納付金課税額の所得割額、6号で均等割額の減額について、それぞれ算出方法等に関する条文を規定いたします。

続きまして、次のページ、24条の2に出産被保険者に係る届出に関する規定を新設いたします。1号から5号に提出する届出書に記載する事項を定め、2項では届出書を提出する際に添える書類について1号から3号までに定めています。3項では6か月前から届出できる期間を、4項では出産後に世帯主から届出がない場合においても出生届などで出産した事実が確認できる場合には届出を省略できる規定を設けています。

最後に附則でございます。

施行期日、令和6年1月1日から施行になります。

適用区分です。この条例による改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

今西景子です。

妊娠、出産というのは、全て順調にいくわけではありません。死産、早産、流産、妊娠人工中絶の方も対象と考えて間違いないか、確認させてください。

○議長（山本研一）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

産前産後の保険税免除措置に係る出産とは妊娠85日以上分娩をいまして、死産、流産及び早産の場合も対象となります。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

産前産後の体調を考えたりとか、御本人のプライバシーへの配慮も必要なことだと思います。聞いていると届出制ということで、届出をしなかった場合には出産の事実が確認できれば免除を受けられるということでよろしいでしょうか。確認まで。お願いいたします。

○議長（山本研一）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

出産した事実というものが分かるような書類ですね、先ほど申しあげましたように出生届ですとか母子手帳とか、そういったもので確認できれば可能でございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第57号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

追加日程第2 議案第58号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第58号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第7号）について御説明させていただきます。資料については2ページ、2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入になります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額は9,664万5,000円です。

次に、資料の3ページ、3ページを御覧ください。

歳出になります。2款総務費、1項総務管理費から13款予備費、1項予備費までの補正額の合計9,664万5,000円です。

歳入歳出ともに9,664万5,000円を増額補正いたしまして、合計額は8億2,585万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。資料については7ページ、7ページを御覧ください。

2、歳入です。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

歳入になります。14款国庫支出金、総務費国庫補助金、12節地方創生推進交付金、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、9,664万5,000円になります。こちらは、歳出で御説明をいたします電算システム管理費、福祉会館管理費及び価格高騰重点支援給付金給付関係費に充当するものでございます。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして、次のページ、8ページを御覧ください。

3、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、町村情報システム共同事業組合負担金、75万6,000円の増額でございます。今回の補正要因は、同じページの民生費のところ御説明いたします価格高騰重点支援給付金の支給に当たりまして事務処理を行う電算システムの改修等が必要となるため、当該システムを管理運用する町村情報システム共同事業組合への負担金を増額するものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、6目福祉会館管理費、説明欄、福祉会館管理費、729万6,000円でございます。こちらにつきましては、電気料金の高騰によりまして指定管理業務に影響を受けている福祉会館指定管理者に対しまして、光熱費高騰対策として補助するものでございます。補正額につきましては、今年度の実績並びに今後の見込みを積算し、指定管理者の今年度光熱費予算との差額としてございます。

その下の12目価格高騰重点支援給付金給付関係費、説明欄、価格高騰重点支援給付金給付関係費追加分の8,859万3,000円でございます。こちらにつきましては、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ脱却のための総合経済対策において示された低所得世帯への追加経済支援策として、価格高騰による負担感が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり7万円を追加支給するものでございます。対象世帯につきましては、住民税非課税世帯と家計急変世帯としてございます。

住民税非課税世帯につきましては、令和5年12月1日時点で当町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯で、生活保護世帯も含まれます。ただし、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

次に、家計急変世帯については、令和5年12月1日時点で当町に住民登録があり、予期せず令和5年1月から令和5年12月までの間で家計が急変した同一の世帯に属する者全員のそれぞれの1年間の収入見込額が令和5年度分の住民税非課税水準に相当する額以下である世帯となります。

それでは、事業費の内訳を御説明させていただきます。報酬の22万9,000円につきましては会計年度任用職員の報酬、職員手当等の18万9,000円は職員の時間外勤務手当、費用弁償の5万9,000円は会計年度任用職員の通勤費、消耗品費の8万円は給付金支給事務に係る事務用品の購入費、通信運搬費の38万円は支給決定通知など関係書類の郵送料、手数料13万9,000円は口座振込の手数料、事務機器等保守業務委託料1万7,000円は複写機の使用料、価格高騰重点支援給付金の8,750万円は、家計急変世帯も含めました住民税非課税世帯等1,250世帯に7万円を乗じた金額となります。

○参事兼防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄、子育て支援事業費、91万6,000円でございます。幼児2人同乗用自転車購入費につきましては、多子世帯の子育て支援として9月定例会議の補正予算で10台分の購入費用をお認めいただきましたが、多くの子育て世帯に御応募いただき、改めて5台分の幼児用ヘルメットと自転車購入費用を補正させていただくものでございます。

なお、補正額の財源内訳、その他50万円につきましては、3人乗り自転車貸出事業に御賛同いただいた企業からの御寄附による企業版ふるさと納税を活用して自転車購入費の一部に充当させていただくものでございます。

○財務課長（高橋清一）

資料については9ページになります。9ページです。

続いて、13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を91万6,000円の減額により調整いたします。

御説明については以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

価格高騰重点支援金給付金の関係です。8,800万あたりですね。まず、1つ伺いたいのが、対象が1,250世帯ほどということですが、いわゆる年金世帯といわれる方々というのは全体的に何%ぐらいなのでしょう。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、お答えをさせていただきます。

こちらの住民税非課税世帯についてなんですけれども、3万円を支給した方々に対して7万円を追加支給するというのが大原則でありますので、基本的にはその方々が対象になります。こちらとしましては住民税非課税世帯というところで捉えていまして、そのうちの年金受給だけの世帯等について、件数は特に把握はしていないところでございます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

分かりました。承知しました。

今、国のほうでこれが急に決まって、年内に給付だという形をマスコミ報道等を見ると言っているようなんですが、現実それができるのかということと、あと、一部の報道ではファストパスという形で2週間でする制度をやってもらいたいという話がありますけれども、その辺のスケジュール感とか取組というのはどういう感じなのでしょう。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

スケジュール感というところでございます。まず、我々のほうで、今、議員おっしゃられたようなところについてなのですが、まず12月中の支給が可能かどうかというところについては、現在、システム改修をこれから行うというのを前提で考えますと、どうしてもシステム改修の時期が年明けになってしまうということもございまして、その辺を考えると年内支給は難しいかなと考えております。

また、先ほどおっしゃったファストパス的なところにつきましても、我々も急にそちらを活用してという話が飛んできている部分もございまして、やり方等につ

いてですけれども、内容を精査しながら、できるものがあればやっていきたい、なるべく早く支給をしたいという考えはございますけれども、かえって、それをすることで支給ミスですとか、そういったところにつながる懸念もあるようであれば、従来どおりのやり方も1つの手かなと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

ファストパスとは言っていますけれども、先ほど、いわゆる年金世代がどのぐらいかという話もさせていただいたのですが、恐らく、そういった方々はそういったものをなかなか活用は現状では難しいのかなと思っておりますので、3万円を以前やっているということですので、その形になるのかなとは思いますが、せっかく国もそういう方向で考えられているそうなので、早めの支給ができるようにぜひひしていただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

以前にも質問させていただきました民生費の児童福祉総務費の自転車についてなのですが、これ5台分を追加というところで、今、御希望があったら必ず応えるような状況なのかというところを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（小玉直樹）

実は、これ、事業を9月の補正予算で認めていただいたので、実際引渡しを始めたのがこの12月の初めからと。まずは4台分という形で、実際、もう町内で乗ってもらっていらっしゃるのですが、基本的には、現時点では応募があった方には期待に沿いたいと思っておりますので、今回、改めて5台分計上させていただいたところでございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

展示されているのを拝見しますとやはり大きな自転車ですけど、これは在庫はどちらに保管になるのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

当初10台分ということだったのですけれども、一遍に10台買って、万が一、応募者が10台に満たなかったということがあると、今、言われたように保管場所の問題もありますので、基本的には少しずつ応募状況に応じて購入しているといった状況です。

なお、今、4台お渡しをして、また近日中に4台という形になりますので、そちらについては、1台はできれば町民プラザに展示をして、残り3台は現在、松ノ木河原の多目的広場の防災倉庫内に保管しているという状況になろうかと思えます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

自転車が軽車両になるというところで、自転車といえば車道ではないかと考える方も一定数いらっしゃると思いますが、歩道は歩行者優先で、やむを得ない場合は自転車も走ることができるという法になっているということを聞いています。ただ、希望しない歩行者側の目線ですと、やはり3人乗り自転車が歩道を走っていると非常に驚くことになる場合が考えられるので、同時に町民全員に向けての周知が必要と考えられますが、こちらはどのような取組になりますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

私が見ている限りですと、うちの事業として貸し出す3人乗り自転車以外でも、たまに3人乗りに乗っている子育て世代の親御さんなんかも見るという状況でございます。これは9月のときも言ったのですけれども、貸し出す前に自転車安全講習会の受講を義務づけたといったことです。現在、貸し出している4台、4名の方、4世帯につきましても、松田警察署の交通課の方に講師をしていただいて、まず座学的なもの、自転車の乗り方、それと実際実技というものも踏まえた上で、しっかり安全に乗っていただくような形で周知をして事業を実施しているということですので、全体としては、そういう形で事故のないような形でしっかり事業を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

ほかに。

4回目になりますけど、どうぞ。1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

私が気になったのは、町民全体の、乗らない方、歩行者側のことをお聞きしたんですけれども。お願いします。

○議長（山本研一）

参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（小玉直樹）

失礼しました。自転車に乗らない方という。歩行者と自転車、両方、例えば、中央通りなんかというのは自転車も歩道を走行できる。ただし、自転車は車道側を通行というのがルールとして決まっております。そういった形の中で、自転車に乗る人に対して、まずは、そういった周知徹底は、交通安全、自転車安全啓発のキャンペーン等を通じて、まずは周知徹底を図っていきたい。歩行者が安全に歩道上で歩行できるような形で啓発に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第58号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第7号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして、本12月定例会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午後1時56分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員